

短期大学機関別認証評価委員会（第3回）議事録

1 日 時 平成16年7月9日（金）15：00～17：00

2 場 所 学術総合センター 11階 1113-1114会議室

3 出席者

（委員） 大塚，大野，上條，澤井，清水，関根，館，鶴見，野口，丸山，森脇，
山内，吉田の各委員

（事務局） 荒船理事，長谷川理事，川口評価研究部長，神谷学位審査研究部長，
荻上教授，馬場評価事業部長，河本企画調整室長 外

4 議 事

（：委員，：事務局）

委員長 第3回短期大学機関別認証評価委員会を開催します。

本日の議題に入りますが，議事（1）の短期大学機関別認証評価実施大綱（案）及び短期大学評価基準（案）について，ご意見等をいただきたいと思います。この件については，第2回の委員会で，各関係団体等からの意見等に対応する修正案を示し，概ねお認めいただきました。さらに前回から今回についての修正案と通信教育協会等からの意見等についても併せてご説明いただきたいと思います。

それでは，資料について説明いたします。

実施大綱について，前回以降の修正点として，参考資料1が見え消し版となっておりますので，それに基づいて説明いたします。

まず，2ページ目の「評価の実施体制等」ですが，2行目に「委員会の下に」というところを「委員会を設置し，その下に」という形で表現の修正をしています。

3ページ目の修正点ですが，（1）の2行目の「複数の基準で構成されており，各基準の表題は本評価における評価事項となっている」という表現だったところを「構成されています」としてあります。「各基準の表題は本評価における評価事項」という表現が紛らわしいという意見もあり，定義付け，表現の修正をしています。基準（案）において，枠の中が基準で，そのタイトルと内容に分かれるということで，定義づけの考え方の整理をしたものです。

また、これまで「評価事項」と言っていたものを「評価基準」という形で整理し、 においても置き換えています。あわせて「選択的評価事項」についても「選択的評価基準」という形での整理としています。

4 ページ目においても、同様に「評価事項」を「基準」に修正しています。

6 ページ目の評価の結果と公表について、こちらは「対象短期大学ごとに」に「作成し」を補足しております。

7 ページ目も「評価事項」を「基準」に修正しております。

それから、「 評価費用の徴収」のところに関連して、資料3のご説明をいたします。

資料3の1として、「評価手数料の設定についての基本的な考え方」という前回委員会でご説明させていただいたものを再度提示させていただいているものです。(1)として、評価手数料は、当該短期大学の分析、評価するために必要な経費と、(2)として、機構が事業運営を行うために当然必要な経費は手数料に算入しないと、大きく2つに分けてご説明をさせていただいたところです。(2)の に機構職員の人件費は手数料に算入しないという考え方で前回ご説明させていただいたところですが、今回(1)の に「機構職員の当該短期大学の認証評価業務に係る経費」ということで、新たに1行加えております。ここは(1)の趣旨、当該短期大学の分析、評価するために必要な経費には、機構職員がその当該短期大学の業務に当たる経費も含まれるのではないかといったご意見等もありましたので、そのような形で再度、考え方を整理しております。

次に、必要な経費を、基本費用と学科当たり増加する経費として、「2 評価手数料の構成」で整理しております。(1)として、各短期大学の規模及び分野にかかわらず、各短期大学に共通的に賦課する経費、即ち、短期大学全体を通じた評価作業として(1)の , , , に付随して業務が生じてくるということです。2 ページ目の(2)ですが、学科等の規模に応じて評価申請のあった短期大学の学科等の教育活動を分析するため、学科等当たりに必要な評価担当者を置くための経費が必要になるという整理です。こちらは、 と で、評価担当者が自己評価書を分析するに当たっての謝金と評価担当者が評価申請のあった短期大学に訪問調査へ行く際の旅費、謝金という形になっていきます。最初の手数料の考え方で言いますと、書面調査に必要な経費と訪問調査に必要な経費は、評価担当者が増員することによって増え、短期大学の規模等によって増額する経費という整理をしております。

次に、「3 評価手数料の算出」についてですが、1, 2の考え方によって整理し、実施大綱に記述することとします。おおよそですが、個々の対象機関の評価において、14人程度で構成される親委員会を年2回程度開催する必要がある。同じく、その作業部会である担当委員3人程度で構成される

評価部会を、年4回程度の開催が必要であろうということです。また、その機構職員の人件費についても、実際にかかる経費をもとに実態に即して試算していく必要があり、現在試算中です。いずれにしても、結論には至っていませんが、現時点の試算では、1短期大学について、100万円を超える程度としているところです。あと、学科が1増えるごとに10万円を超える程度の加算額が必要ではないかという試算です。これらのことについては、現在、大学機関別認証評価も並行して議論しておりますので、現時点で明確な金額は提示できませんが、ご理解いただければと考えております。

計算の考え方について特段ご意見なく、ご理解いただけるのであれば、最終的な金額については、会議の開催日程と認証評価の申請の時期との兼ね合いもあり、今後、委員長、副委員長と相談の上、決定することをご了承いただければと思います。なお、文部科学省への申請時期は8月中を予定しております。

続きまして、評価基準(案)の修正案について、ご説明いたします。資料4が今回の修正を含めた形での資料となっています。前回以降の修正がわかる資料は、参考資料2ですので、それをもとにご説明をさせていただきます。

最初に、目次のところですが、今まで「選択的評価事項」としていたものを、「選択的評価基準」と修正しています。

次に、1ページ目の「はじめに」のところ、選択的評価基準との関係などから表現を一部修正しております。第2パラグラフのところですが、1行目から2行目にかけて、これまで「教育活動及びそれを支援する活動を中心として、短期大学の活動全般にわたる11の基準」と言っていたのを「活動に関わる11の基準」という形で修正しております。それから、同じく第2パラグラフの3行目では、「各基準の表題は、本評価における評価事項となっています。」を削除する案です。第3パラグラフの第1行目は「短期大学の希望に応じて評価を実施する2つの選択的評価事項」というのを「教育研究活動に関する2つの選択的評価基準」という形での修正をしております。第3パラグラフの後段について、「評価事項」としていたものを「基準」と置き換える等の整理をしております。

それから、基準1の修正として、「行います」を「実施します」ということと、カンマを入れることとしております。3ページ目の1-1-1につきましても表現の修正です。

次に、8ページ目の基準4です。こちらは前回会議でのご指摘を踏まえての修正ですが、基準4-1のところ、「周知」を削除するということです。基準4-2については、「入学者選抜」というのを「入学者の受入」と修正しており、趣旨、基本的な観点につきましても同様に修正しております。

11ページ目は、基準5の基本的な観点の5-1-1で、単位の実質化の例示をしていたところですが、単位の実質化について、最後に用語の解説を付しておりますので、その例示を削除しているもの

です。

12ページ目は、準学士課程と整合性がとれていなかったことに対する修正です。

15ページ目は、「学生に身につけさせる」を「学生が身につける」という修正等で、前回基準6の内容の方では修正していたのですが、基本的な観点のところでは修正漏れがありましたので、その修正です。

16ページ目の基準7は、前回「例えば～考えられる」という修正をしていたものの修正漏れがありましたので、その修正です。17ページ目も同様です。

21ページ目も前回、修正漏れがあったものを修正したものです。

それから、大きな修正点として、26ページ目の選択的評価基準の修正です。正規課程以外の教育サービスの状況について、前回ご意見をいただいたところであり、それらを踏まえ修正案を提示させていただくものです。社会サービスに置き換える、もしくは新しい基準を置く、社会サービスの内容を表示する等のご意見があったところがございます。社会サービスの定義が現時点におきましてまだ定着していない、ここで定義づける必要があるのか、社会サービスの範囲が非常に広くなり評価が困難な要素等も出てくるのではないかということもあり、その活動自体が非常に重要であるということは承知しておりますが、機構の評価は教育活動を中心とした評価であり、その対象短期大学の目的に明確にサービス内容が明示されていれば、評価の対象となるということを明確になるように修正してございます。具体的には、趣旨の最初に、「正規課程における教育活動及びそれを支援する活動以外に行う教育サービスは、短期大学における主要な活動のひとつです。この基準では、「正規課程以外の教育サービス」を取り上げ、それに関わる各短期大学の目的がどの程度達成されているかについて評価を行います」とし、「短期大学は知的資産を有していることから」という言葉を入れ、そのパラグラフの最後で、「その知的資産を社会に還元すべく」を追加し、第3パラグラフの中ほどから、「講演会、シンポジウム等を通じて、地域への教育支援・協力等さまざまな地域貢献のための活動等が行われています。どのような活動を評価対象とするかは、短期大学の設定した教育サービスの目的の内容によりますので、対象となる活動を重視している場合は、そのことを明示することが必要です」という修正をしております。

28ページ目は、「基準」を「選択的評価基準」としたことと「項目」というのを「基準」と修正をさせていただきます。

それから31ページ以降に用語の解説を置いています。

続きまして、前回会議において、副委員長から私立大学通信教育協会に改めて意見照会をしてはいかかが、というご意見をいただきましたので、協会に照会し、回答を昨日いただきましたので、本日

の修正案には反映できておりませんが、通信教育協会からのご意見を紹介させていただきます。1ページ目の「1 認証評価における大学通信教育の位置について」の第2パラグラフで「通信教育の位置付けは」として、それを明確にするよう提示されているものです。第3パラグラフでは、「認証評価機関による大学評価基準には、その設置基準との適合を勘案するためにも、また特色ある教育研究を評価するためにも、独自の基準や評価のための観点を明記しておく必要がある。」というご意見です。その前提のもとで、「2 大学評価基準について」と「3 短期大学評価基準について」と、別々にご意見をいただいております。大学評価基準に対する意見と短期大学評価基準に対する意見の内容はほぼ同様のものですので、3ページ目の短期大学評価基準についての意見をご紹介します。

最初に、現在、通信教育に関して、評価基準に入っているのは、基準5のところだけであるので、基準3、基準4において入学定員、必要専任教員数についての評価が難しいのではないかとことです。なお、意見の前提として、通信教育を行う場合というのは、通信教育を行う学科だけを設置している場合と昼間、夜間において行っているものを併せ行う場合を含み、また、通信教育を併せ行う場合というのは、その併せ行う場合のみのことを意味しているということで、各基準について追加修正意見が出てきています。

4ページ目の最初、基準1について、趣旨に通信教育を行う場合にも、短期大学の目的と併せて明示される必要があるという追記の意見です。基準2について、通信教育を併せ行う場合の基本的組織ということで、観点の追加の意見です。基準3については、趣旨の中で「短期大学設置基準（通信教育を実施している場合には短期大学通信教育設置基準を含む。）」が現在の案ですが、それを並列で「短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とする方が良いのではないかと、観点としてそれぞれ通信教育を行う場合を追加する意見でございます。基準4についても、基準と観点の追加の意見です。基準5は、「通信教育を実施する場合には」の記述についての、改正意見と、さらに、観点として1つ追加をしてはどうかというご意見です。基準6は、通信教育を行う場合の観点を追加、基準7についても、基準7 - 4として、通信教育を行う場合の基準の追加、それに伴う2つの観点の追加、基準8も、通信教育を行う場合の基準と観点の追加、基準10も、観点の追加、基準11についても、通信教育を併せ行う場合の基準を追加し、観点も3つ追加してはいかかという意見が寄せられているところです。通信教育協会からの意見につきましては、以上です。

先ほどの評価基準の修正案につきまして、機構の委員から補足をお願いします。

評価基準について、26ページ目で、審議会等への参加等、公立の短期大学では特に地域から要請があるということで、その辺を何らかの形で盛り込むことを考えました。機構内でいろいろ議論をしましたが、基本的な立場として、この機関別認証評価は教育研究活動を主な対象としているという評価

であるということ、それから、短大としての組織の評価であるということ、その辺を踏まえ短期大学の目的の中にそれに関することが明記されていれば、それを取り上げて評価をしていこうということになりました。

改訂案では、あまり審議会等の文言が具体的に盛り込まれていないということにもなっており、まだ、文章的に少しこなれてない部分があるような感じもいたします。例えば 26 ページ目の趣旨の「教育サービスは、短期大学における主要な活動のひとつです。」とありますが、こういったような規定をしまつて良いのかどうかということがあります。「教育サービスを主要な活動の一つにしている短期大学がある」というような趣旨の文章にした方が良いのではないかと思います。それから、「正規課程以外の教育サービス」という言葉自体でいろいろな誤解を生む可能性があるということも指摘されております。我々が「正規課程以外の教育サービス」で考えておりますのは、その「趣旨」の第 3 パラグラフの「正規課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供」ということであります。「正規課程以外の教育サービス」ですと、例えば正規の学生のクラブ活動とか、ボランティア活動が正規課程に位置付けられていない場合、そのような活動が評価対象に上がってきってしまうことがあり得るので、その辺の規定をもう少し明確にしておく必要があると感じております。

それから、社会へのサービスの事例を「講演会、シンポジウム等を通じて」とありますが、そこに委員会、審議会等への参加といったような事例を挙げ得る余地があるかと思います。その辺で短期大学のいろいろな実情に応じて、それらを短期大学の目的として盛り込むことが可能であるならば評価の対象にすることができますので、そういったような修正を試みていければ良いのではないかと考えております。

それから、1 ページ目の「はじめに」の構成についてですが、「はじめに」の第 2 パラグラフで、11 の「基準」に関する説明があり、次に「選択的評価基準」について説明があり、最後に 2 ページ以降の「基準」の表記の説明があります。「基準」は、その枠内で基準の「表題」と「内容」が書かれていて、その枠以下に「趣旨」があつて、「基本的な観点」がありますよということが書かれているわけですが、最後の部分で「基本的な観点」は、基準を満たしているか否か」という表現があつて、この「基準を満たしているか否か」というのは、11 の「基準」に関しての表現になっています。間に入っている「選択的評価基準」に関しては、短期大学が有する目的の達成状況について評価をするという違いもありますので、この最後のパラグラフを「選択的評価基準」の記述の上に入れて、「選択的評価基準」についての説明を最後にもっていった方がわかりやすいのではないかという印象があります。これは個人的な感覚ですので、この辺についても委員の先生方のご意見を伺い、その方がわかりやすいのであれば修正をすれば良いと思います。

あと、「選択的評価基準」の文章の部分で、「その基準に関わる各短期大学が有する目的の達成状況等について、基準に照らして」となっており、「基準」が重複するので「その基準に関わる各短期大学が有する目的の達成状況等について評価する」で良いのではないかと個人的には思いますが、その辺についても先生方のご意見を伺えればと思います。

委員長 この大綱と評価基準については、準備委員会から皆さん方のご意見をいただき案を作成し、それらに対してパブリックコメントを集め、また修正をし、そして、認証評価委員会においても、今回で3回目ということになっています。作成に際して、かなり時間を費やしたということもあり、本日の委員会で概ね方向性をはっきりさせていただければありがたいと思います。

そういうわけでございますが、ただいまの説明につきましてご質問ございますか。

3点あります。1点目は、参考資料2の1ページ目の「はじめに」の第2段落で文章を削除していますが、そうすると「短期大学の正規課程における教育活動及びそれを支援する活動に関わる基準で構成されている」という文章になります。それで、これが、要するに必須の部分であり、これだけで良いと言っていますが、これは認証評価としては通らなくなってしまうと思います。機関別認証評価の趣旨は何かというと、教育研究等の総合的な状況に対する評価です。「活動を中心として、短期大学の活動全般にわたる11の基準」は、教育を中心に評価するが、総合的な状況というものになるようにということで工夫した文章です。ですので、文章を、まだ足りないということで直されるのは良いと思いますが、削除すると、教育だけの評価をすると言っていることになるので、多分、中教審での審議の際に通らない可能性、機関別評価になってないのではないかとこの可能性があるとあります。

2点目は、選択的評価基準についてですが、この前の案があって、それについてご検討された結果だと思えます。しかし、大きな変更で「評価事項」という言葉を使わずに「基準」で統一されたわけですが、これは少しコンフュージョンであると思えます。結局選択的基準だといっても、みんな受けるということなら良いと思えますが、基準が選択的ではなくて、その事項を評価する自体が選択です。だから、選択すればこの基準を適用しますよということですが、現在の案では、他の基準と並列です。そうすると、他のところで説明すれば良いのかもしれませんが、少し今まで説明した構造と違うと思えます。

3点目は、前回の議論が合意だったかどうか分かりませんが、希望があった場合に、特に審議会活動とかそういう面の評価もできるようにした方が良いのではないかと。それは、11の基準の中でなく、選択的評価基準であるのではないかとこのことで社会サービスという案が出たと思えます。それで、その趣旨が果たしてこの正規課程以外の教育サービスの状況という概念のままで含めることができるのか、地域で求められた講習会ぐらいまで入るというようなことで、これも一案だと思えますが、

この基準の内容自体は、試行的評価の全学テーマ別評価と分野別評価を組み合わせ、それで大学の全体を見ていこうといったときの一つの切り口としての概念です。それとしては有効だったと思いますが、この認証評価制度の中に置かれたときに、この狭い基準の意味がどのくらいあるのかというのは少し疑問になります。それから、この基準名でない方が良いのではないかとすることに賛成していましたが、その点についても疑問があります。

委員長 かなり基本的な問題で、3点出されました。最初の1ページ目の2つ目のパラグラフのところで、かなり文章をカットして非常に簡潔になっておりますが、これでは機関別認証評価といったもの、あるいは活動全般といったような問題についての評価から少し離れるのではないかと、そういう指摘かと思えます。この辺はいかがでしょうか。

最初の点に関しましては、機構内で議論したときに、教育活動を支援する活動ということでは、例えば「財務」、「管理運営」の基準がありますが、財務、管理運営の全体をこの認証評価で評価するわけではないという部分を強調する、もしくは、あくまで教育活動が円滑に運営されるためにという意味で、「財務」や「管理運営」を位置付けているということがあれば良いのではないかとこともありました。逆に、例えば「管理運営」だけを取り上げた評価の要望があったときに、教育研究活動の経験を中心に積み重ねてきております機構が堪えられるかどうかというような問題も出てくるのではないかと、その活動全般にわたるといふ部分を、その「支援する活動」というところに含めて良いのではないかと議論が機構内であったということです。

2点目の「評価事項」を「評価基準」に修正したのは、機構内で議論しているときにいろいろ混乱が生じた結果を踏まえてのことです。「基準の表題は本評価における評価事項となっております。」と、その表題を「評価事項」と称していたわけですが、その表題が評価事項であるという定義そのものは良いのですが、選択的評価基準に関して議論しているときに、そちらは一貫して「選択的評価事項」という言葉が使われていたわけですが、その「選択的評価事項」を評価するという言い方をしたときに、評価事項はその基準の表題にすぎないということであって、その表題を評価するというのは意味が通じないのではないかと、そのような議論があったわけです。もう一点、誤解が生じかねなかったことは、基準の表題が「評価事項」で、その下の枠内に基準の内容の表記が一つ一つに枝番が付されて記載されておりますが、その枝番が「基準」だと解釈される可能性があるという点です。「基準」というのは、この表題とこの1-1、1-2などの枝番で記載される基準の「内容」の全体ということで、要するに四角の枠に囲われたところ全体が基準であるというような認識が伝わるように言葉を選んだ方が良いのではないかと、間違いが少ないのではないかと趣旨で、「評価事項」を「基準」に統一しました。「選択的評価基準」は、そのいずれかを必ず選ばなければならないということでは決まっていますが、

もしそのように読める感じになるのであれば、また工夫をしていく必要があるかと思ます。

最後の、「教育サービス」の件ですが、教育研究活動というのを対象とするというように大綱でも言っておりますので、そのことを念頭に置いたわけです。ですから、審議会とか、いろんな社会貢献の活動をされているということは実際にありますが、それらの活動のどこまで「教育サービス」として取り上げられるかは、短大ごとに、教育研究の活動の中に位置付けられているのかどうかということに依存することになります。そのような位置付けが可能であれば、審議会等への参加も十分に「教育サービス」の選択的評価基準で評価対象とすることができるだろうということです。また、知的資源を社会に還元するという点では、研究活動の視点から評価するということもあり得るだろうと思ます。実際に試行的評価の全学テーマでは、「研究面における社会との連携」ということで、産学連携等を研究活動として扱ったりしておりますので、そういったような形で、選択的評価基準の「研究目的の達成状況」の研究目的の中にそういった社会との連携に関する目的もあげ得るだろうと思ます。そういったことを考えたときに、この「教育サービス」というのを「社会サービス」という形で大きくりにするよりも、「教育サービス」の中で捉える方がすっきりするのではないかと判断が機構内の議論であったということです。

1点目のご質問について、確かに機関別認証評価に関する法令の文言を見ると、「教育研究等の総合的な状況」となっております。この文面から考えて、機関全体を評価するというように読めないということであれば、若干ここは少し検討する必要があるかと思ます。

この11の基準とは、あらゆる短大を想定し、その認証評価として認められるような一番負担を軽くする形のものです。それから教育は重要だということで11の基準を設定していますが、短大によっては、あるいは設置者によってはそれ以上を求める状況が当然想定されます。それで、公立の短大、大学に関してはそれが当然あるだろうということでご議論されてきたのだと思ます。だとすると、この認証評価を受けても何か不足の項目があるというのでは、おそらく問題が出てくると思ます。

今の議論を聞くと、その言われているような問題は研究の方でもできるのかもしれないということです。研究目的の達成状況について、難しいとは思いますが、是非検討を進めていただきたいと思ます。

それから、公立短大の方からそういう意見が強かったということを受けて発言しているつもりですので、公立の委員の方々が特に問題がないというのであれば、良いと思ますが、いかがでしょうか。

短期大学によっては、この教育サービスというよりはもっと広い意味で社会サービスを沢山しています。社会サービスは、大学が社会に対してするという意味もありますけど、社会が大学に対していろんな問題を提起し、それによって大学が活性化するというような役割があります。例えば、大学病

院を通じて社会の状況が大学の中へ入ってきて、医学部のいろいろな研究が社会のニーズから離れないようになってきているというようなことがあると思います。そういう窓口としての地域貢献や社会サービスというのは、大学が社会に対してサービスするだけじゃなくて、社会の実態、ニーズ、空気が、地域貢献という窓を通じて、大学の中に入ってきて大学が活性化し、それに携わる人たちは非常に元気が出てきます。教育だけではつまらない、研究も役に立たないペーパーばかり作ってもつまらない、そういう人が結構いるわけです。そういう人たちの立場を正しく評価するということが正しい大学の発展につながると思います。

この認証評価の一番初めの目的がやはり大学を良くするというのが目的になっていますので、そういう意味では、3本の内の1本を外してしまうのではないかというようなイメージがあり、概括的な意味でこの前の委員会で申し上げました。何かそういう窓を残しておいて欲しい、そういうことは強く思っております。

学生も含めると、教育という視点が強くなると思いますが、これはますます最近の傾向として、教員のみならず、学生も含めた社会とのある種の交流です。これが大学の性格を相当規定し、そのことをどのように位置付けて評価してもらえるかというのは両方にとって課題じゃないかと思います。

もう一つ加えさせていただきますと、教員が、例えば委員会活動、審議会に出席し、そこで様々な社会の問題がアップ・トゥ・デートに出てきて、それがたまたま、例えば委託事項のような形で県から依頼されることもあります。その委託事項に、研究教育するときに学生も参加させ、教員も参加すると、その中でいるんなことを研究し、その大学の資質向上や産官学など、そういうアップ・トゥ・デートなことが出来ます。そういうのはどう評価したら良いかというようなこともあり、内容的に上手く評価していただけると、そういうことに一生懸命携わっている教員は元気が出るといったことも一つです。

今のお話を伺っていると、やはり教育研究という枠はあるという感じがします。試行的評価の最初の年の分野別評価で「社会的貢献」という言葉で評価項目を設定したのですが、そのときに地域の野球の監督など、何かそういうことまで取り上げてきている大学があったということ、評価研究部長から事例として伺いました。「社会サービス」という言葉を用いると、そこまで広がってってしまうのではないかという懸念も機構内であったものですから、教育研究活動というものをやはり中心に評価していこうじゃないかと、そこをやはり機構の認証評価のスタンスとしてしっかり持っていった方が良いのではないかということです。

そのときに次の28ページ目にある「研究目的の達成状況」という選択的評価基準の内容がまだはっきり定まってないので、何とも言えない部分がありますが、その6行目に「どのように社会との連携

を図っていくかなどについては、その短期大学がもつ目的と一貫したものと定められる、研究目的の在り方によって異なります」とありますので、例えば、研究の活性化のために社会と連携し、情報提供するのが非常に重要だと短大で考えていれば、その中の一つとしてそういったものを位置付けて評価もできるのかと思います。ですから、最初の選択的評価基準を「教育サービス」ではなく、「社会サービス」という言葉にしてしまうと、その辺が重複するおそれも出てきますので、今のところは、試行的評価で行った全学テーマに従って教育は「教育サービス」で、研究面を強調するのであれば、研究の方の選択的評価基準の中で評価していただければというように、機構内では整理しています。

ただ、その整理の方法は多分それだけではなく、「研究目的の達成状況」というのは、社会との連携などは除く形で評価していったら、もちろん教育、研究に範囲を絞って、「社会サービス」という概念を明確化して、社会サービスという言葉を使った方が評価がやりやすいということがあれば、またこれは検討の余地もあるのかなとは感じています。

委員長 ありがとうございます。専ら公立側からの意見が多く出ましたが、私立側でも、かなり社会貢献や地域とのつながり等を活発にされている短大も多いのではないかと思います。私短協側から何かご意見ございませんでしょうか。

私立だから、公立だからといって区別、違いがあるわけではないですが、私短協の基準では、研究も社会的な貢献もしくはサービスというようなものも、選択的評価基準ではなく、評価基準の中に位置付けています。捉え方としては、やはり短期大学の一番の機能、役割は教育であろうと、その教育を支え得る大事な要素として研究と社会との関わりが必要であろうという位置付けで評価基準の中に入れております。選択的な基準に別枠でという位置付けではないので、そのところをどう考えたら良いのかと思っておりました。

委員長 研究や社会的貢献について、短期大学基準協会も正規の項目の中に入れてあります。ですから、それぞれの認証機関が独自性を出すということで、それはそれで良いのかもしれませんが、少しその部分に引っかかることが、公立としては出てくるのではと思います。

社会サービスというように広くすると、評価の仕方が非常に難しくなるだろうということは重々承知しているつもりです。ですから、評価の基準は割合厳しくして、先ほどのお話のような野球の監督なんていうのは当然リジェクトして、どういう材料でどのように評価するという、そのディテールのところをしっかりと締めていく。前に創造的活動は社会サービスに入れて良いというような話もありましたが、その基準を具体的に評価する方法を、あまり散漫にならないように決めていくという方法はないものだろうかということ少し思っておりました。

先程、ご紹介させていただきましたが、試行的評価の1年目では、評価する側、される側の双方の

不慣れもあり、「社会的貢献」という非常にあいまいな言葉を使いました。それで、少年野球チームの監督が出てきましたし、特に研究評価で、参加している審議会のリストが出てくる例などがありました。これらは、専門委員会で、どのように考えるのかというのを検討しました。

その結果として、試行的評価の2年目から、「社会的貢献」が「研究の社会的効果」という言い方になりました。そこでは、あくまでも実際に行われている研究がどのように社会的な効果を及ぼしているのか、あるいは審議会などにそれが反映されているかなどをしっかりと評価しましょうということになりました。例えば審議会において、この部分に自分たちの研究が反映されているということがわかるような、出版物や新聞の切り抜きなど、その活動が反映されている資料をぜひ添付していただきたいとお願いしました。やはりそれぞれの対象機関の研究、教育が反映されているというものについて評価するという事にいたしました。

ですから、多分私どもが申し上げていることは、委員の皆様がお考えになっていることとほとんど変わらないと思います。この評価基準を受け取った側から見て、あまりこちらがたくさん説明しなければ理解されないようでも困るし、あまりそれが幅広く受け取られても困ります。この認証評価が教育を中心としたものであるというところから、機構内で検討した結果が先程、機構の委員が申し上げたことです。多分実際に考えているのはほぼ同じような範囲ではないかと思いますが、その辺はもう少し工夫できるかと思います。

委員長 はい、ありがとうございました。

今回大きく変わっているもう一つの修正点というのは、今まで「評価事項」と表現していたものを「基準」とし、この枠の中に分けていたものを全部四角の中全体を基準として考えたいという修正ですが、この点についてはいかがでしょうか。

一つでも基準が満たされていない場合にその旨を公表するということですが、例えば2つ3つ、複数満たされていないと、満たされていませんというような形で社会に公表するのでしょうか。極端な例ですが、この11あって10満たす場合と、全部11満たされていませんという場合にはどうするのでしょうか。

基本的な考え方は、選択的評価基準は別として、11の基準ごとに満たしているあるいは満たしていないということで、2段階になります。11の基準の全てについて、満たされているか、満たされていないかの判断を行います。そこでは、11の基準の全部が満たされている必要があります。もちろん、追評価がありますので、例えば、ある基準1つが満たされていないというのがあれば、それに関して再度評価して、それで満たされたということを公表するということになるかと思います。ですから、追評価は、11の基準の全部を再評価するのではなく、満たされていなかったと判断された基準につい

でのみ再評価するという考え方をしています。

満たされていませんというのを受け取った側は、何も行動しなくても、満たされない状態のまま、また次、7年に1回認証評価を受けることができるのでしょうか。

追評価も受けずにいけばそうなります。制度的にはあり得ます。もちろん満たされていないという根拠、理由は当然記述されます。どういう点が問題だったかということは、もちろんこの委員会としては記述する必要があります。その上で対象機関がどう受け取るかという問題だと思えます。

機構では一つでも満たされていないと、これは不適ですよというスタンスをとるのかとらないのかということですが。

基準協会の場合にはそこは保留というような場合があるわけですが、機構の場合は適、不適のどちらかの判定が出るわけですね。

私どもは評価機関ですので、何か変更しろとか、そういうことを言う権利はありません。

適、不適という言葉は使いません。全体を満たしているか満たしていないかという言い方です。ただ、満たしていないというのが、不適に当たることも考えられますが、適、不適という言葉は、法科大学院の認証評価以外は使わないということになっていると思います。

イメージとして、例えば後ほどご議論いただく資料5ですが、その最後のページの評価報告書のイメージをご覧くださいと、8枚図があるちょうど真ん中のところに基準ごとの評価結果の内容という形でこのように示すということがあります。基準1、例えば短期大学の目的のところであれば、概況を述べた上で評価結果、基準1を満たしている、満たしていないと。その次のページですと、基準の2について基準2を満たしている、満たしていないと。このような形で11の基準について順次評価報告書が作られます。この11ある基準の内の一つが満たしていないのであれば、その旨を公表するというイメージです。

その表現は、大綱、参考資料、あるいは資料1の4ページをご覧くださいと思います。4ページのローマ数字の()のところの3行目から「また、一つでも満たしていない基準があれば、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。」と、適、不適という言葉は使わず、評価機関として、こちらの定めた基準には満たしておりませんということを公表するという構造になっています。

法制上、適格という言葉が出てきているのは、法科大学院に関してだけで、学校教育法系にはありません。それで、機構は法令に忠実に、適、不適の言葉を使わないで行って来ています。ただ、満たしていないということは、言い換えれば、それは不適格ではないかという言い方はあり得ますが、満たしていないという以上のことは言っていません。基準に照らして評価して、満たしていないですよ

という言い方にとどめるというのがこの機構の姿勢だと思います。

委員長 それでは、先ほどの「評価事項」を「基準」に直すということについては特にご異存ないようです。他に何かご意見ございますでしょうか。

評価基準の「はじめに」において、選択的評価基準に関する文章について、後ろに回した方が良いのではないかというお話がありましたが、やはり選択的評価基準に関するものは、後ろに回した方が順番としては良いのではないかと思いました。第4パラグラフの「基準は、その内容を枠内に明記し」というのは非常に大事な基本的なことなので、これをやはり前にもってきた方が良いのではないかと思いました。

先ほど選択的評価基準の話が出まして、用語の解説が31ページに書いてございますが、同じような説明が2つ書いてあると思います。言い換えたならば、言い換えたという意味が何か出ていた方が良いのではないかと思います。用語の解説における「選択的評価基準」の最初には、「短期大学の希望に応じて」とあり、後の方で「短期大学の申請に応じて」とあります。このことは「はじめに」にも書いてあります。ならば、その「希望に応じて」というようなことをもっと別な表現で記述して、「選択的」ということはどういうことなのかを明確にした方が良いのではないかと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。

選択的評価基準というのは、その大学の目標にこの選択的評価基準に相当するものがある場合は、申請すべきものであるのでしょうか。11の基準で評価を行って、その上、余裕があったら行うという意味なのでしょうか。大学全体のあり方とすれば、この選択的評価基準ということの持っている意味というのは何か扱いが大変難しい気がいたします。

委員長 11の基準までは必ず通らないといけないわけですが、そういう問題は当然出てくると思います。

選択的ということで11の基準から外して別枠にしたということは、教育という傘の中での研究ではなくて、研究は研究自体として評価するというように初めは受け取りました。それから、教育サービス、あるいは社会サービス、それが選択的なものになるとしたら、それは教育から離れて社会貢献、あるいはそれ自体として見ますよというように解釈をしましたので、そういう解釈でよろしいでしょうか。

委員長 ただ、それは、先ほどの説明からいうと、逆ではないかと思います。選択的評価基準というのは明確でなかったもので、それを明確にするために教育研究に関する基準であるというように今度は明確にしたというご説明です。

正規課程以外の教育サービスという言い方があり、社会サービスなり、教育サービスをどう位置付

けるかということがありますが、例えば一つの具体的な例を申し上げますと、私のところには栄養士養成課程というのがあります。そうすると、学生たちはいろんな実験、実習などで、例えば県の主催する老人にふさわしい何かを作るコンクール等があります。そういうところへ成果をただ出すだけではなく、そのテーマに沿っていろいろ研究し、物を作ってそこへ出し、そうするとそこで評価されるといったことはかなりあります。ですから、教育活動そのものが、いわば社会的ニーズと結びついていっている部分があるわけです。例えばそういうものを教育内容及び方法という11の基準の中では扱わない、その選択的評価基準の方で扱うというようにするなら、これはそういうところはもう落として、11の基準に合うものを行うということになるのかなと思います。この選択的評価基準というのは、大学の理念とか、目標に明示されている場合には、それをすべきものであるというように主体的に各短大が捉えるものなのかどうか、その辺の理解が難しいかと思います。そこはどのように解釈したらよろしいでしょうか。

この教育サービス、あるいは社会サービスというところが何度も議論になりますのは、やはりその背景に日本の短期大学が本当に今、置かれている状況が生き残りと言っても良いかもしれませんが、いわゆる日本の社会の中で改めて短大の存在を、どのように価値を見出していくかというのが長い間、模索されてきたと思います。それで、今、ようやくその道筋が見えてきたということが一つ言えるのではないかと思います。ですが、まだそれが本当に具体的な形で社会に根付いているかというところ、まだまだというところが正直あると思います。でも、本当に急に短期大学の教育そのものも、社会との関係で非常に活性化してきて、教員の担う役割も変わってきているし、教育の質も、中身も変わってきているという状態であるわけです。そういう揺らいでいると言いますか、良い意味で揺らぎが出てきている。そのために、その揺らぎをどこで扱うかということが議論になるのだと思います。

ですが、やはり他の認証評価機関では、社会貢献を評価基準の中に入れておられるということもありますし、入れてない機関もあると思います。個人的な意見ですが、私はどちらが良いとか悪いとか、まだそんな事を言えるような状態ではないと思いますが、しかし、今、そういう揺らぎが出て、いろんな業績が出てきて、あるいはいろんな変化が出てきているものをどこでうまく位置付けて、少なくともできるだけこの範囲内で評価していくかということが、この機構の場合には11の基準の中でまず、出ておりますし、その中であまりこの観点のところでは十分に出てないという、例えば教育でしたらインターンシップなんていうところで少し顔を出しているかと、こんなような感じだと思います。

教員は活動したものがどう還元されるかというところで、研究にも還元されるし、教育にも還元されるということですので、やはりこの辺で機構の場合には11の基準の範囲内でどれだけ評価すること

が出来るかの線引きをする。それから、選択的評価基準というのは、さきほどお話があったのと同様に私も捉えておりました。それから、研究の場合もそうです。この一番の原点と言いますか、考え方に明確に線引きをしますと言いますか、それをしないと、いつまでたってもなかなか着地点、合意が見出せないような気がします。機構側もあまり配慮していただきますと、何だか少し軸が揺らぐのではないかと、そんな懸念を少し持ちますが、いかがでしょうか。

先ほど来のご議論、大変基本的なポイントに関わるところであろうと思います。機構側のこの認証評価の基本的なスタンスといたしましては、大綱の1ページ目に「評価の基本的な方針」を冒頭掲げているわけですが、機構の認証評価としては、国・公・私立短期大学全てが利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動の状況を中心として短期大学の総合的な状況の評価を実施することが基本的なスタンスであろうと思うわけです。ただ、その中で一定の質の保証ということと同時に、評価の目的といたしまして、各大学のさまざまな個性的な取組を活かして、良いところを伸ばすという狙いも、また、改善に総体的に役立てていただくというような狙いも、もちろんあるわけですし、そうした意味で必須の基準の中でも基本的な観点については、各大学のお考えによって独自の観点を設けていただいて、そこに特色ある取組を記述していただく枠組みにもなっております。その上で、先ほどの選択的評価基準については、の(2)の3行目から「短期大学の希望に応じて、正規課程以外の教育サービスの状況や研究目的の達成状況について」とあり、これは短期大学それぞれの特色や教育活動を中心としつつも、それ以外の様々な研究活動、あるいは社会的な貢献の取組、そうしたことを短期大学の希望に応じて記述をいただいて、研究目的についてはこれからご議論いただくべき段階であるわけですが、そうした必須の基準以外のところも、短期大学の取組の状況によって短期大学が記述をしていただければしっかりとした必須の基準と同様の評価をして、全体として評価報告書に取りまとめていただく仕組みでございます。そういう意味で、やはり各認証評価機関のそれぞれの基準は、それぞれ特徴を持った形で立案をし、機構としての基本的なスタンスとしては、昨年度来の準備委員会でのご議論を踏まえて、整備をしてきているわけでございます。そうした線に沿ってこの委員会でのご議論を、本日は明記した形でお示ししていますが、さらに今日のご議論を踏まえ、こうした基本的な枠組みの中でさらに文章表現等を吟味して参りたいと思っております。今、副委員長から、機構のスタンスが揺れているように見えるのはいかがか、というお話がありましたが、私ども、決して揺れているというような認識はありませんが、できるだけ先生方のご意見をこの枠組みの中で活かして、しっかりとした、また、充実した形で大綱、評価基準を作成していきたいと思っております、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 はい。どうもありがとうございました。

いろいろなご意見を伺っておりますが、今までもたびたび出てきた問題が依然として疑義として出てきている、繰り返されている点もございます。この問題というのは、短期大学機関別認証評価委員会だけではなくて、大学機関別認証評価委員会とも関連してくる問題ですので、場合によってはこれからも少しご意見等をいただく必要があると思っておりますが、概ねこの大綱に沿って、考えていることです。そのようなこともあり、時間も大分経過して参り、他にもご意見をいただく必要のある、あるいは説明をいただかなくてはいけない面もありますので、大綱と評価基準についてはこの辺にさせていただきますたいと思います。

それで、まだいろいろ今後検討いたしまして、問題等ございましたら、それを皆さんのところに事前に照会し、ご意見等を賜るといようなことにもさせていただきたいと思っておりますが、その辺の手順等については、大変勝手かと思っておりますが、委員長に一任をさせていただけますでしょうか。この問題については、意見を賜っていれば幾らでも出てきますので、この辺のところである程度の結末を付け、問題点等ありましたら、またご相談をさせていただくということにさせていただきたいと思っております。

一つ希望を申し述べたく思います。これは機構の内部で随分ご議論をなさっていると思っておりますが、私の希望は、教育研究等の「等」というところが入っていないと、文部科学省としては認めないのではないかという大切なコメントがありましたが、機構側からも確かにそのようなお話がありました。しかし、私は、もしそういう考え方をどこまでも押していくと、どの認証評価機関の評価も全部一くくりで同質になる可能性があると思っておりますし、個性というものが生きてこなくなると思っております。だから、この機構の評価としては、準学士課程教育という、その教育効果がどう生まれてきているか、ないしはそれを支援する装置としてどういうものが整っているかどうかについて重点的に評価をしますと。機構が、その観点はもう踏まえて、それからは譲りませんというようなものを、強調していただければ、文部科学省はかなり傾聴するのではないかと思いますので、ぜひその辺のところは強くお出しただけなら良いと思っております。

先ほど3点あった内の第1点の、この評価基準でいうと1ページ目の最初の削除した部分について、評価事業部長からそれについてのお答えもあったわけですが、認証評価自体が制度上、短期大学の活動全般について評価をするということになっているにもかかわらず、せっかく書いてあった活動全般が消えたことによってそこを弱めたのではないかという、そういうお話であったと思っております。しかし、私どもといたしましては、その活動全般を評価するに当たって11の必須の基準でカバーをしているという認識であることには変わりないわけですが、その言葉を今までパブリックコメントにも出したものを削ることによって、それが誤解を招いてはいけないことですので、そういう意味では評価事業部長からお話をしたというようにご理解をいただきたいと思っております。基本的なスタンスについては、削

除するしないにかかわらず，私ども11の基準でしっかりとカバーしつつ，選択的評価基準において十分特色を記述していただいて，ご希望があれば評価をしていくという，そういうスタンスについては変わらないということをご理解いただきたいと思います。

委員長 私としてもそのように理解しております。それで，先ほど，この大綱等の議論を通じて出なかったものですが，評価の手数料の設定についてということでご説明いただきましたが，これについては何かございますか。

考え方や構成は良いと思いますが，最後の算出で基本費用と1学科当たりということで，つまり，短大が1学科の場合にはその1学科当たりが，例えば10万円であれば，加わるわけですか。3学科の場合には，例えば30万円加わるということですか。

はい，そういうイメージです。

専攻科もあればプラス専攻科分が加わるわけですか。こういう形は，多分大学基準協会がこの形を考えて，今の4年制大学の評価もこういう形でやっています。学科等当たりでこういうような金額設定をすると，自己評価書を作るときに，各短大の方で，それぞれの基準や基本的な観点ごとに，学科ごとに「ある学科はこうです，次の学科はこうです」と，つまり，一つの基準の中に学科や専攻科の数だけ記述される可能性が非常に高いと思います。そういうことは想定されているでしょうか。例えば一つの基準について自己評価書を書くときに，短大側が学科ごとに記述するとかなり重複した文章がその都度その都度入って，それぞれの学科の状況を書くようになると思います。

今，私どもは，具体的に実際の評価体制，また，訪問調査等も含めて，それを実際に円滑に，かつしっかりと，また，無駄なく実施するために必要な経費としてどのぐらいの金額になるかという試算をしているわけです。学科が増えればそれに伴って必要な評価担当者，また，それに伴う事務経費が必要であるということで算出をしております。実際に，1学科増えていくから，おのずと各自己評価書を記述いただくに当たって，その分，積み増しで同じことを書いていただくことになるのか，それは実際に自己評価書をどのようにどの部分について，場合によっては各学科単位，部分によっては強制的にと，そういう問題とはまた別の問題ですので，実際にどういう形で自己評価書を記述していただくかということについては，これから自己評価報告書の中で，私どもイメージとしては持っておりますが，必ずしも，自己評価書の記述量が2倍3倍になっていくというようには考えておらず，あくまで調査に必要な体制として必要な積算をしているという意味でございます。

おそらく，どこを学科ごとに書くなど，評価基準によっても書き方が異なってくると思いますが，実際に評価の経験からしてみると，一つの基本的な観点ごとに学科別に書かれると，評価する側からすればすごくしつこいのです。その評価委員会や評価部会の構成も，全体の評価をするところと，ま

た、分野ごとの評価をるところなど、多分そういう組織編成をする必要があると思います。こういう評価費用を設定すると、当然そういう分野ごとの評価部会などを組織しないと説明がつかないと思います。だから、その辺は今後、また自己評価書の作成の説明をする際には、やはり注意する必要があると思います。できるだけ良い方法で自己評価書を記述いただき、評価する。そういうことを少し思いました。

委員長 はい、ありがとうございました。そういうご意見も踏まえ、「評価手数料の設定」に従って早急に手数料の算定をしていただきたいと思います。

では、続きまして、この議題の(2)の自己評価実施要項について、前回でも取り上げましたが、ご説明をお願いしたいと思います。

資料5の自己評価実施要項(イメージ)ですが、前回の委員会において、別途検討事項として、観点ごとの分析についてと、学科等の取組と短大全体の取組の関係についてということを示唆させていただいておりました。それらについて、仮にはありませんが、まず、観点ごとの分析について、として、「「分析結果」は、対象短期大学の「観点到に係る状況」についての自己評価の結果がわかるように、当該状況にふさわしい表現を用いて明確に記述してください。」と記述しております。

それから、同じく6ページの(3)のところですが、学科の取組と短大全体の取組について、「各基準の自己評価に当たって、基準5以外の観点においても準学士課程・専攻科課程ごとに自己評価を行う必要があると各対象短期大学が判断した場合には、課程ごとに「観点到に係る状況」、「分析結果」、「根拠理由」を記述してください。また、同様に、学科・専攻ごとに自己評価を行う必要があると対象短期大学が判断した場合にも、学科・専攻ごとに「観点到に係る状況」、「分析結果」、「根拠理由」を記述してください。」と現時点で、記述しております。

また、前回会議終了後にいただいたお二人の委員からのご意見を机上に置かせていただいておりますので、ご紹介させていただきます。1つ目が、一定の評価を行うのが行わないのかということについて、メリット、デメリットの整理をいただいた上で、最後に総合意見といたしまして、「教育評価の歴史が浅いことや短大改革の現状を鑑み、観点ごとの分析評価結果に一定の評定を行わない方が良いと考える。学科ごとの取組については、全部の観点について学科ごとの状況を記載させるのではなく、どこで記載させるのかをこれから検討した方が良いと思う」というご意見をいただいております。

2つ目が、観点ごとの分析について、1つ目の の、 で、現状や実態、 で、問題点と改善課題、 で、改善の取組等に即して整理し、4段階の定型句を用いて記述するのが良いのではないかというご意見です。続いて「2 文章表現の不明な箇所について」ということで、自己評価実施要項(イメージ)の5ページの1のところですが、「なお、評価においては」というところは、これは「自己評

価に当たっては」という趣旨であり、下から2行目のところ「評価する基準がありますので、短期大学は、そのことに留意の上、自己評価を行ってください。」というような言い回しにしてはどうかというご意見がございましたので、そのような趣旨で修文を検討していきたいと思えます。

委員長 それと関連いたしまして、自己評価実施要項作成の際の検討の参考といたしまして、昨年までの試行的評価でいろいろと作業なさっていました評価研究部長から、そのときのいろんな問題点について少しご説明いただければ参考になるかと思えます。よろしくお願ひいたします。

大綱、評価基準については、今までご議論いただき、ほぼ確定していただいたわけですが、今後は、自己評価実施要項及び評価実施手引書を作る必要があります。今までの評価委員会では、皆さんそれぞれご自分の大学の立場からお話をさせていただく機会が多かったわけですが、ここから先はむしろ評価担当者として、自己評価書が出てきたときに、それをどのように分析していくかという問題があります。すなわち、自己評価書を読んで、私達が評価報告書を取りまとめていくという作業です。今までも試行的評価の場合、自己評価書には、非常に出来の良いものや、読んでも読んでもわからないものがあるなど、随分色々な経験が蓄積されていますので、その辺も含めて、簡単であります但し説明させていただきます。試行的評価の場合、全学テーマ、分野別教育評価や分野別研究評価と3つのカテゴリーがありました。特に3回の試行的評価の間に議論をして変えた点、どういう問題点があったかということをお話させていだいた上で、これからの短期大学の認証評価をどのように進めるかなどのご判断をいただく際の参考となる資料を提供させていただきたいと思えます。

試行的評価においては、様々なカテゴリーの評価を行いました但し、認証評価は、教育を中心とした評価ということですので、分野別教育評価での3回の試行的評価がどのような変遷をしたかを簡単にお話した上で、最後の年の形がどうであったか、どういう作業を進めて評価報告書を作成したかということをお話させていただきます。

「分野別教育・研究評価における評価作業等について」の1ページ目をご覧ください。12年度着手の場合は、評価項目というものがあって、その下に観点を置く二層構造になっておりました。観点は例示いたしましたが、これはそれぞれの大学の目的、目標に対応してそれぞれ設定してくださいという形をとりました。観点は、例示ということですが、大部分は例示したとおり対象組織が自己評価書を作成する際に用いられてきたということが、実態としては申し上げられると思えます。それで、例えば、アドミッション・ポリシー（学生受入方針）という評価項目があって、この評価項目はすべての大学で自己評価してくださいということをお願いいたしました。その下に、観点というのは、例えばこういうものが考えられ、これはあくまでも例示ということでありました。特に12年度着手分においては、この観点例は、評価担当者の方々がお手元に持っていただく評価実施手引書に示して、自己

評価実施要項には掲載いたしませんでしたが、この評価実施手引書もウェブで公開しており、説明会
のときにはこれをご覧くださいということを申し上げていますので、事実上、評価実施手引書を皆さ
んご覧いただいた上で自己評価を行っていただいていたものと考えて良いと思います。12年度着手の
評価は最初であり、評価担当者も評価される側も非常に不慣れな部分があるということで、実際にこ
れを進めていく上では色々な問題点が指摘されました。この手法で、例えば具体的にどういう評価報
告書が出来るかという、6ページ目をご覧ください。これが評価報告書です。評価委員会では、こ
のようなものを、自己評価を見ながら作っていく作業になります。

2ページ目に分野別教育評価の医学系の自己評価実施要項の抜粋がありますが、その部分はどのよ
うなことが書いてあったかと言いますと、最初に評価項目が並んでおります。例えばアドミッション・
ポリシーという項目については、3ページ目の に、それに関連して、根拠となる資料、データを確
認しながら自己評価をしていただき、また、優れているか、おおむね適切なのか、やや問題があり改
善を要するのか、こういう判断をしていただきたいと記載しております。 として、その項目の中で
設定された諸観点の内、どこに重点があるのかということも考えていただいた上で、例えば、5ペー
ジ目に「水準をわかりやすく示す記述」というのがあり、十分貢献している、おおむね貢献している
が、改善の余地もある、ある程度貢献しているが、改善の必要がある、大幅な改善の必要がある、こ
ういう4段階で判断、自己評価してくださいということをお願いいたしました。

その自己評価書を見て、評価担当者も4段階の判断をするわけです。その結果が6ページ目にある
このような評価報告書として出来上がります。特に12年度着手のときには様々な問題点が指摘されま
した。4段階はあるが、どういう基準で判断したら良いのかという問題です。自己評価する際もそう
ですし、評価担当者が評価をしようとした場合に一体どのように判断するのか、複数の観点がある中
でどういうことをどのように考えたら良いかということは、かなり、自己評価する側も時間が随分か
かったでしょうし、担当者の側もかなり議論しました。複数の評価担当者の意見が一致していれば問
題はありませんが、少しずつ意見が違う場合に、かなり議論をすることになります。

それから、評価委員会としては、評価報告書を公表いたしますから、どうしてそのような結論を出
したかということを、きちんと説明する必要がございます。評価対象機関に対してもそうですし、社
会に対してもそうです。説明することを考えますと、あまり漠然とし、ただ総合的に考えてこのよ
うな結果になりましたというわけにいきません。このような手法で、このような説明責任が果たして対
応できるのだろうか、様々な指摘があり、議論を重ねた上で、13年度着手と14年度着手は、この資
料に記述したような形になりました。それぞれの判断の手順も社会に公表した上で行いました。

13年度、14年度着手分に関しましては、評価項目の下に要素というものを作りました。さらにその

下に観点というものを作って、三層構造にいたしました。ですから、要素というのは、例えば、教育の実施体制という一つの評価項目の中に、アドミッション・ポリシーに関する取組状況を、複数ある要素の内の1つとして挙げました。この評価項目と要素までは、必須事項ですべて自己評価してくださいと対象機関をお願いいたしました。ただし、要素の下にある観点に関しては、これはおそらくそれぞれの対象大学が整理しております目的によって違ふだろうということで、要素の中で想定される観点は例示としました。例えば、例示中の2つの観点を1つにまとめる、あるいは、1つの観点を2つに分解して自己評価していただいても結構ですというご説明もいたしました。この観点例に関しましては、12年度着手とは異なり、評価担当者用の評価実施手引書と、対象大学にお渡しする自己評価実施要項の両方に同じものを掲載して、自己評価を実施していただきたいということをお願いいたしました。どういう記述を行ったかと言いますと、7ページ目の自己評価実施要項の抜粋は13年度着手の教育学系ですが、(1)の教育の実施体制というのが評価項目です。その下に要素1, 2, 3と3つあり、ここまではすべてこの要素に従って自己評価をお願いしたいということ、その下にある観点に関しては、どういうものが考えられるかというのを例示し、それを参考に対象組織で観点を設定し、自己評価を行っていただきました。

10ページ目をご覧くださいと、教育の実施体制という評価項目で、その要素1の中に 幾つか並んでおり、こういう形で観点を例示いたしました。自己評価書で実際に起こったことは、全部ではありませんが、ほとんどの組織では、ほぼ、この観点例に則った形で自己評価書が提出されて来ました。それで、自己評価を評価した上で取りまとめたものが12ページ目の評価報告書です。これを見てくださいと、12年度着手と比べてかなり形式も変わっております。6ページ目と12ページ目を見比べていただきますと、ある意味では、13年度着手からかなりシステムチックになっているということをご覧くださいと思います。例えば、要素1の下に幾つかのパラグラフのセンテンスが並んでおりますが、例えば、要素1の最初のパラグラフは、ある観点に対応する評価が記述してあります。それで、そのパラグラフの語尾をご覧くださいと、その観点はどういう水準かということがわかるような表現が記述してあるわけです。例えば、1番目のパラグラフは「優れている」になっておりますが、2番目のパラグラフは、「明確化する必要がある」ということになっておりますし、要素1の4番目は、最後のところに「今後の課題である」と記述しております。要するに、観点ごとにどういう問題があるかということを中心に明示する文章を評価報告書に掲載しています。先程お示した自己評価実施要項(イメージ)に、「自己評価の結果が分かるように、当該状況にふさわしい表現を用いて、明確に記述してください。」とありましたが、試行的評価での自己評価書でも、もちろん評価が変わった部分もありますが、対象組織としてどのように考えているかということが分かるような表現

をして、明記していただくということをお願いしました。

その上で、例えば、幾つかの観点の中から特に優れた点、あるいは改善点を抽出して、その優れた点、改善点の上に評価項目の水準を示す表現が記述されているスタイルを採ったわけです。

特に、13年度着手では大体こういう形を作り上げましたが、実際に、観点ごとの判断があって、要素をどのように判断していくか。また、その要素の判断を集めたときに評価項目の評価をどうするかということは必ずしも明確ではありませんでしたので、14年度着手では、むしろそれをかなり明確にした上で自己評価をお願いし、かつ評価担当者の方にも、そのように評価を進めるようお願いいたしました。それが15ページ目から、14年度着手で実際に実施いたしました評価作業の流れというところにまとめてございます。今のお話した水準の判断をどのように行ったのかということについて、17ページ目から示してあります。

まず、一つ一つの観点を判断していただいた上で、さらに、その観点を総合的に評価して要素ごとの判断をして、それをさらに評価項目ごとの判断を行っていくことになります。これは決して単純和をしたなど、そういう意味ではなく、こういう一つ一つの観点をきちんと判断した上でこのように積み上げていく、その際、観点の重みなどを考慮して、総合的に評価項目の判断をしたということです。

14年度着手の考え方に基づいて、各専門委員会で随分議論し、このようにしてはどうかというのが17ページ目から書いてあります。すなわち、観点ごとは、根拠資料不足等で最初は判断保留ということもありましたが、まず、「優れている」、「相応である」、「問題がある」という3段階の判断をします。その観点ごとの判断をしていただくときに、どのように考えたら良いかということ、その下に補足説明しております。これは、観点ごとの判断を行う際の考え方は次のようにしてはどうかということ、専門委員会で議論し、全専門委員会で同じように考え評価を実施しました。すなわち、その補足説明の1から見ていただきますと、対象組織の置かれている諸条件を考慮しつつ、その設定されている教育目的及び目標を達成する上で通常期待されているものは相応と考えてください。要するに、普通にきちんと取り組んでいけば「相応」ということに考えていくということです。その上で、2としては、その期待以下にとどまっているものは「問題である」と判断し、期待以上の成果が行われているものは「優れている」というように判断する。評価は、減点方式ではなくて、加点方式ではないかということからこういう考え方を編み出し、14年度着手を実施いたしました。

その上で、最後の18ページ目をご覧ください。では、そういう一つの要素の中に複数の観点がありますから、観点ごとの結果が出て、今度要素ごとの判断は5段階になっておりますので、例えば観点を積み上げていったときに要素は、どのような判断がされるかということ、こういう基準で判断し

ていただきたいとお願いし、さらに、その要素を集めて、今度は評価項目の水準を判断するときにはこのようにお考えいただきたいということを自己評価の際にもお願いし、評価担当者の方にもこういふことで評価を進めていただきたいということをお願いし、実施したわけです。

おそらく12年度着手のときは、私どももある意味では暗中模索に近い状況の中で始めましたので、なかなかこの辺の作り方が出来ていませんでした。また、実際に自己評価としてどのように判断して良いのか分からないというご意見もいただきましたし、評価担当で議論していても、意見が一致しているのなら問題はありませんが、意見が微妙に違うときにどのように考えたら良いかということの議論に長時間かけました。また、私達が評価項目ごとに出した結果、認証評価では基準ごとに評価した結果と言えるかもしれませんが、やはり評価結果に対して説明する責任が生じますので、どうしてこのような結果になったかについて評価対象機関のみならず社会にも説明できるようなことを考えて、14年度着手のような構造にしたわけです。

特に強調しておきたいことは、決してただ単純に機械的に足して数字を出して判断したというわけではありません。例えば、一つの項目に観点が10あっても、決して重要度はイーブンではないということが当然ありますので、重要な観点は非常に優れていて、それほど重要じゃないところは少しぐらい悪くても、これは問題ないのではないかなどの議論はした上で評価項目の判断をしたということです。

この資料で申し上げましたことは、今後ご検討いただく自己評価実施要項と評価実施手引書を作成する場合に、評価をどう行うかということと関係して、非常に重要になります。したがって、少しお時間をいただいてご説明させていただきました。もし、ご質問等ありましたら、お答えできる範囲でさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 どうもありがとうございました。経験に伴う非常に貴重なご説明をいただきました。しかし、本日の予定の時間が過ぎてしまいまして、できましたら、次回委員会で評価研究部長にご質問等を出していただければと思います。本来でしたら、これに基づき、自己評価実施要項ないしは評価実施手引書についてのいろんなご意見を伺うところですが、時間が来ましたので、次回にお願いしたいと思います。

本日は、実施大綱と評価基準については、どうしてもある程度結論を出す必要がありましたが、自己評価実施要項との評価実施手引書については大体10月くらいまでにある程度の形を作れば良いということですので、この次に評価研究部長にいろいろと質問させていただくことにさせていただきます。この問題については次回へ継続させていただきたいと思ひます。

次に、資料6の今後のスケジュールについて、事務局から説明願ひます。

それでは、今後のスケジュールをご説明させていただきます。

本日会議の席でも出ておりましたが、本日の会議以降、8月に文部科学省へ認証評価機関としての認証の申請を行い、9月以降の本委員会は、既に委員の先生方にはご案内のとおりでございますが、3回設定させていただいております。9月3日金曜日、10月1日金曜日、10月14日の木曜日です。それぞれ自己評価実施要項と評価実施手引書についてご検討をいただき、10月、11月ごろには公表を行いまして、12月には申請を受け付けるというスケジュール(案)とさせていただいております。お忙しい中、また種々ご検討いただきまして大変かと思いますが、よろしくご協力をお願い申し上げます。

委員長 スケジュールは以上のように、委員会等の日程もこれにあわせていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会は、以上で終了させていただきます。

何かご意見等ございましたら、事務局の方によろしくよろしくお願いいたします。どうも長時間にわたりましてどうもありがとうございました。